

# 千葉県報

定例  
平成22年2月16日

第12483号

平成22年2月16日(火曜日)

千葉県報

## 目次

- 土地改良区定款の変更認可(二件) 一一一
- 都市計画道路の変更 一一一
- 道路区域の変更(二件) 一一一
- 道路の供用開始(二件) 一一一
- 公安委員会告示 一一一
- 昭和三十九年千葉県公安委員会告示第一号の一部を改正する告示 一一一
- 海区漁業調整委員会告示 一一一
- 漁業法に基づく公聴会の開催 一一一
- 水道局告示 一一一
- 昭和三十八年千葉県水道局告示第三十号の一部を改正する告示 一一一
- 公告 一一一
- 環境影響評価準備書の送付及び縦覧等 一一一
- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請 一一一
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 一一一
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要 一一一
- 都市計画道路の関係図書の縦覧 一一一
- 公共測量の実施(三件) 一一一
- 公共測量の終了(三件) 一一一
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所 一一一
- 特定調達公告 一一一
- 入札公告 一一一

## 告示

**千葉県告示第五十九号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、香取市水郷土地改良区の定款の変更を平成二十二年二月八日付けで認可した。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

### 千葉県告示第六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、香取市東部土地改良区の定款の変更を平成二十二年二月八日付けで認可した。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

### 千葉県告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、野田都市計画道路を次のとおり変更した。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称  
野田都市計画道路三・四・一六号尾崎中里線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
野田市尾崎字尾崎前、字清水及び字堂山の各一部の区域

### 千葉県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房地域整備センターにおいて、平成二十二年二月十六日から三週間、縦覧に供する。

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
南房総市安馬谷字芳賀二、六三二番二地	前	七・四〇メートルから一〇・三〇メートルまで	一一六・五〇メートル
先から二、六二一番一地先まで	後	九・〇〇メートルから二二・二〇メートルまで	一一六・五〇メートル

### 千葉県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取地域整備センターにおいて、平成二十二年二月十六日から三週間、縦覧に供する。  
平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類 県道  
二 路線名 成田小見川鹿島港線  
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
香取市高萩字西ノ下二九八番一地从先から五六九番一地向まで	前	八・一四メートルから一三・〇〇メートルまで	一三二・五〇メートル
	後	一三・〇〇メートルから三二・九九メートルまで	一三二・五〇メートル

千葉県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十二年二月十六日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房地域整備センターにおいて、平成二十二年二月十六日から三週間、縦覧に供する。  
平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
一般国道四百十号	南房総市安馬谷字芳賀二、六三二番一地从先から二、六二一 番一地向まで

千葉県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十二年二月十六日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び香取地域整備センターにおいて、平成二十二年二月十六日から三週間、縦覧に供する。  
平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

千葉県公安委員会告示第2号  
昭和60年千葉県公安委員会告示第1号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく第一種地域及び第二種地域）の一部を次のように改正する。  
平成22年2月16日

千葉県公安委員会委員長 福田 康一郎

1 第一種地域の表野田市の項中「平成17年2月22日」を「平成21年11月26日」に改め、同表柏市の項中「平成17年5月26日」を「平成21年11月26日」に改め、「第一種低層住居専用地域」の次に「第二種低層住居専用地域」を加え、同表流山市の項及び我孫子市の項中「平成17年5月26日」を「平成21年11月26日」に改める。

2 第二種地域の表野田市の項中「平成17年2月22日」を「平成21年11月26日」に改め、同表柏市の項、流山市の項及び我孫子市の項中「平成17年5月26日」を「平成21年11月26日」に改める。

海区漁業調整委員会告示

千葉県海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、漁業権に係る公聴会を次のとおり開催する。

なお、漁業権の漁場計画（案）については、その関係書類を千葉県海区漁業調整委員会事務局に備え置いて閲覧に供する。  
平成二十二年二月十六日

千葉県海区漁業調整委員会会長 小滝 季儀

- 開催日時 平成二十二年三月十七日（水） 午後一時三十分
- 開催場所 千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館六階六〇八会議室
- 案件 市川市の全部又は一部、船橋市の全部及び木更津市の一部を地元地区とする区画漁業権並びに市川市の全部、船橋市の全部及び木更津市の一部を関係地区とする共同漁業権の漁場計画（案）について
- 免許予定日 区画漁業権については平成二十二年八月二十日、共同漁業権については平成二十二年九月一日
- 申請期間 平成二十二年六月一日から七月二日まで
- 公述者に関する事項

公安委員会告示

1 公述者の範囲  
 漁業権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合の関係者その他利害関係のある者  
 (団体又は機関にあつては、一団体又は一機関につき二人以内とする。)

2 公述時間  
 一人五分以内とする。

3 文書の提出  
 公述を希望する者は、平成二十二年三月十日までに住所、氏名、年齢、職業、所属  
 団体及び発言内容の要旨を記載した書面一部を千葉海区漁業調整委員会事務局(千葉  
 市中央区市場町一番一号)に提出しなければならない。

水 道 局 告 示

千葉県水道局告示第二号

昭和四十八年千葉県水道局告示第三十号(千葉県水道事業の業務に係る公金の収納の事  
 務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正する。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県水道局長 重 田 雅 行  
 表西船橋農業協同組合の項収納取扱金融機関名の欄中「西船橋農業協同組合」を「ちば  
 東葛農業協同組合」に改める。

公 告

環境影響評価準備書の送付及び縦覧等  
 千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第十六条の規定により、船  
 橋市から廃棄物焼却等施設の新設(船橋市北部清掃工場建替事業)に係る環境影響評価準  
 備書の送付があった。

その環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環  
 境影響評価条例第十九条第一項の規定により、その環境影響評価準備書について環境の保  
 全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、  
 種類及び規模、対象事業実施区域の所在地、関係地域の範囲、環境影響評価準備書の縦覧  
 場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出  
 先並びに説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 船橋市 船橋市長 藤代孝七 船橋市湊町二丁目一〇番二五号

二 対象事業の名称、種類及び規模

船橋市北部清掃工場建替事業 廃棄物焼却等施設の新設 一日当たりの処理能力四百  
 三十二トン

三 対象事業実施区域の所在地  
 船橋市大神保町及び小野田町の各一部

四 関係地域の範囲

船橋市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市

五 環境影響評価準備書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

1 縦覧場所

千葉県環境生活部環境政策課並びに船橋市環境部環境保全課、船橋市北部清掃工  
 場、柏市環境部環境保全課、八千代市安全環境部環境保全課、鎌ヶ谷市市民生活部ク  
 リーン推進課、印西市市民経済部生活環境課及び白井市環境建設部環境課

2 縦覧期間

平成二十二年二月十六日から三月十七日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

六 環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先等

1 提出期限

平成二十二年四月一日まで(郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有  
 効とする。)

2 提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課

3 意見書に記載する事項

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、そ  
 の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
 (二) 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称  
 (三) 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

4 その他

六三(三)の環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語に  
 より、意見の理由を含めて記載すること。

七 説明会の開催日時及び開催場所

1 開催日時

平成二十二年三月七日(日) 午後二時から午後四時まで

2 開催場所

船橋市北部公民館(船橋市豊富町四番地)

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 特定非営利活動法人地域生活支援の会
  - 2 代表者の氏名 金田正泰
  - 3 主たる事務所の所在地 市川市入船四丁目一九番
- 三 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす障害者に対して、障害者の福祉向上・健康管理に関する事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十二年二月十六日から六月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十二年二月十六日から六月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- 一 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - イズミヤ八千代店
  - 八千代市村上字鏡作一、二二九番地ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
    - イズミヤ株式会社 代表取締役 坂田俊博
  - 大阪府大阪市西成区花園南一丁目四番四号
  - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
    - イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男
  - 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
    - イズミヤ株式会社 代表取締役 坂田俊博
  - 4 変更年月日
    - 平成二十一年五月二十九日
  - 5 届出年月日
    - 平成二十二年二月三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市産業活力部商工課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、次のとおり市原市から意見を聴取した。また、同条第二項の規定により、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者（以下「意見を有する者」という。）から意見が述べられた。

これらの意見の概要は、次のとおりである。

なお、これらの意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商業観光課において、平成二十二年二月十六日から六月十六日まで縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - （仮称）スーパードームちはら台店
- 市原市ちはら台南三丁目二一番一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
  - トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博
- 埼玉県上尾市上二九八番地の一
- 三 市原市の意見の概要
  - 1 駐車場の出入口等において、適切な誘導をするなど交通安全対策に努めるとともに、周辺住宅地への路上駐車が無いよう対応を図ること。
  - 2 駐車場出入口付近での通勤・通学者の安全を確保するとともに、交通事故防止に努めること。歩行者及び自転車の出入口である店舗北側の階段及びスロープ付近で、警備員等による適切な誘導を行うなど交通事故防止対策に努めること。
  - 3 商品の簡易包装やレジ袋削減のための買い物袋持参者への優遇等の実施を検討したい。また、市原市が実施している「ごみ減量化・リサイクル推進店（エコショップ）制度」を活用して市民に向けたごみ減量・リサイクルのピーアールを検討したい。廃棄物の散乱等による悪臭等により、周辺住民の生活環境が損なわれないよう配慮すること。
  - 4 夜間照明の設置や警備員の巡回等による、駐車場内の防犯対策に努めること。
  - 5 圧縮機（室外機）があることから、「騒音規制法」又は「市原市生活環境保全条例」に基づく届出を行うこと。
  - 6 通い箱やリターナブルコンテナの利用による納品などにより、ダンボール箱等のごみの排出削減に努めること。店頭設置の自動販売機の缶・ビン等の容器に関してはメーカー等の自主回収に努めること。

## 四 意見を有する者の意見の概要

- 意見有する者の意見の概要
- ちはら台水無月自治会、ビバホーム検討委員会ほか
- 1 スーパービバホームちはら台店は住宅地に隣接しているにもかかわらず、店舗が午前七時から午後九時、テナントは午前十時から午前零時の営業であるため、立地法の趣旨からして午前十時から午後七時にするべきである。
  - 2 店舗敷地内の「コの字型」道路は住宅内道路と隣接している為、荷物搬入車による騒音や振動が発生するので、南側に変更するべきである。
  - 3 店舗の建物(テナントを含む。)が住宅に隣接するため、南側に変更するべきである。
  - 4 住宅側から歩行者と自転車用の出入り口を設置する計画であるが、他の位置へ変更するべきである。
  - 5 住居に近いところにコの字型市道が作られる事により、車両により騒音、振動、住居側に近い所へのテナント建設による騒音(室外機が住居側に設置される)などの問題が生じることが懸念されるため、住居側から離れた位置に移動すべきである。コの字型道路は勾配になり、九十度カーブが二つあるために騒音、排気ガスの課題が想定されるにも関わらず、トステムビバ社は、住民説明会において資料及び口頭でも説明を行っていない。
  - 6 住居に近いところに荷捌き用道路が想定されており、振動、騒音の問題が生じることが懸念されているため、道路を村田川側へ移動するか、現行計画されている村田川側道路を荷捌き車両とすべきである。トステムビバ社は、住民説明会において道路における荷捌き車両が発生する騒音、振動のデータを提示しておらず、本件に関してデータを伏せている。
  - 7 住居に近いところにコの字型市道が作られる計画となっており、この道路を使用するのはトステムビバ関連の車両しかないため、「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項(交通、騒音、廃棄物等)」を達成するために、営業時間外は車両通行を禁止すべきである。
  - 8 建物の配置計画を見直すべきである。すなわち、計画建物を当該敷地の南側に集約し村田川に平行(東西)に配置すべきである。テナント棟は、ホームセンター棟の二階に計画するなり、或いはそれが困難であるなら、ホームセンター棟の面積を減らし、でも一棟の建物として計画すべきである。あえて近隣住居に最も近い場所に建物を配置する現計画がこのまま実行されれば、騒音・振動・臭気・日照・交通等々の問題がより多く生じ、近隣住民が被害が甚大であることは明白である。したがって建物の配置計画を見直すべきである。
  - 9 建物に設置される騒音源・振動源(キュービクル・空調室外機・給水ユニット等)は騒音値が基準値を下回っていても、住民に不快な環境を強いる恐れがあり、設計段階から、住居地から極力離れた場所に設置すべきである。また、これらの機器の、夜間・早朝の稼働も止めるべきである。
  - 10 トステムビバ社は、営業開始前後の騒音の実測値を測定するつもりはないと、説明会にて公言しているが、店舗の建築、営業開始による住民の生活環境の変化を把握し、その後の対策に活かすためにも、営業開始前の騒音の実測値と営業開始後の騒音の実測値を測定し公表すべきである。
  - 11 十月三日のトステムビバ社の説明会では、新設される市道からの騒音、排ガス、SPM(浮遊粒子状物質)等の評価はされていなかったが、これらも新しく店舗が出来ることによって生じる生活環境への悪影響要因であり、それらについての評価、シミュレーションをすべきである。
  - 12 トステムビバ社の設計図によれば、計画地の西側に千台規模の駐車場を設置することになっているが、広大な駐車場から発生する熱風、照り返し、砂塵が懸念されるため、駐車場を緑地化すべきである。
  - 13 交通に関する影響評価について、前提となる条件が十分に示されておらず評価結果の妥当性の判断が困難である。従って、各交差点の方向別交通量やその設定方法、信号現示、交差点形状(車線構成、幅員、横断歩道など)のデータを公表してそれぞれ説明するとともに、交差点需要率の数値の意味を平易な形で示すべきである。
  - 14 トステムビバ社の営業に伴い、住宅地内の通り抜け車両の増加が予測される。特に、店舗の一部が朝七時から営業することになれば、通学途上の児童を始めとする住民の安全に驚異となり、騒音等の問題の増加も懸念される。従って、通勤・通学時間帯にかかる朝七時からの営業を見直すべきである。また、住民と十分な協議を行い、問題が発生する前に、車両侵入防止に効果的な看板の設置、警備員・誘導員の配置等の予防措置を講じるべきである。
  - 15 トステムビバ社の朝七時からの営業に伴い、小学校前の道路の通過車両が増加し、道路を横断する児童の安全が強く懸念される。また、交差点周辺のマンション住民の出入庫が非常に困難となり、付近の安全が確保できなくなる恐れがある。従って、通勤・通学時間帯にかかる朝七時からの営業を見直すべきである。また、住民と十分な協議を行い、問題が発生する前に、警備員・誘導員の配置等の予防措置を講じるべきである。
  - 16 トステムビバ社の営業に伴い、現時点でも事故が多いアーバンデュオ前の交差点(トステム交通量調査地点A)の安全性低下(車両と歩行者)が強く懸念される。また、トステムビバ付近の道路の騒音・振動および事故の発生も懸念される。従って、住民と十分な協議を行い、問題が発生する前に、来場車両の誘導経路の変更、警備員・誘導員の配置等の予防措置を講じるべきである。
  - 17 トステムビバ社の歩行者・自転車用入口の設置に伴い、住宅地内に全く新しい人と自転車の流れが生じ、事故の発生が懸念される。また、入口付近の駐輪も懸念される。従って、住民と十分な協議を行い、問題が発生する前に、事故や駐輪防止に効果

的な看板の設置、警備員・誘導員の配置等の予防措置を講じるべきである。

18 テナントとしてレンタルビデオ店が想定される関係で営業が深夜零時までになるとのことである。用地から約二百メートルのところに清水谷小学校、その奥にちはら台南中学校があることから、同店は風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律の対象外ではあるものの、その趣旨に鑑み、少なくとも千葉県青少年健全育成条例第十条にいう「有害図書等」にあたるような商品を扱わないようにすべきである。

19 青少年健全育成および近隣の騒音被害防止の観点から、テナントを含め、営業時間は十九時までとすべきである。どうしても営業時間を深夜まで設定するというのであれば、十八時以降は十六歳未満、二十二時以降は十八歳未満の未成年者の保護者同伴を伴わない入場を禁止するとともに、厳格な年齢確認を行うべきである。

20 スーパービバホーム、テナントとともに、建物の構造・配置、商品陳列、(防音壁設置も含め)駐車場内において死角を作ることのないよう努めるとともに、敷地内および周辺に防犯カメラを設置し警備員を巡回させる等、十分な警備体制を取り、治安の維持に努めるべきである。

21 以上の青少年健全育成・防犯対策については、予防的対策を十分講じるべきである。また、万一敷地内で事件、事故が発生した場合には、必ず自治会に報告するべきである。

22 敷地北側の住民に対し、新設の市道、荷さばき・従業員用道路、テナント、店舗を利用する車両、歩行者からのプライバシー、その他住民環境保護の為、十分な植林と遮音・遮蔽用壁を設置すべきである。敷地北東側の住民に対し、荷さばき・従業員用道路、店舗と住居との間に、植林と遮音・遮蔽用壁が計画されているが、住居地の高低差から発生するプライバシー、その他住民環境保護を十分考慮し、住民環境にあった植林と遮音・遮蔽用壁を考慮すべきである。ちはら台中央交差点からトステムバ間の道路隣接住民は、現状でもプライバシーの侵害、その他住民環境の問題を抱えている、出店後の人、車両の増加に伴い、更なる問題拡大は確実であり、遮音・遮蔽用壁を設置すべきである。

23 廃棄物保管施設をホームセンター棟東側に設置することであるが、敷地の北東の住民に対して、臭気、廃棄物回収車による騒音、廃棄物錯乱によるトラブル等の問題が懸念されることから、施設の位置をホームセンター棟の南側(村田川側)に移すとともに、廃棄物が錯乱して臭気の問題が発生しないような対策をしっかりと講じ、さらに廃棄物回収車による回収作業は平日の日中(早朝を除く。)に限定するべきである。

24 届出の開店時間である午前七時は、通学・通勤時間帯であり「子どもたちの安全を最優先」に考える立場から、届出事業者に対して再考されることを要望する。なお、午前七時の開店時間変更が受け入れられない場合の「通学時間帯」の安全対策について届出事業者の考えを示すことを要望する。届出の開店時間である午前零時は、地域

の青少年に悪影響を及ぼす危険があることから、閉店時間を午後七時に変更することを要望する。なお、午前零時の閉店時間変更が受け入れられない場合の「青少年非行防止」対策について届出事業者の考えを示すことを要望する。

25 届出事業者が設置しようとする計画している「テナント」出店業者については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第二十八条第一項による「学校(ここでは、市原市立清水谷小学校)の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない」を遵守するよう要望する。合わせて、「テナント」出店業者については、「千葉県青少年健全育成条例」を遵守するよう要望する。

26 前項の内容については「テナント」出店業者にすべて任せるのではなく、届出事業者が「テナント」出店業者を指導するなど責任を持って、これを遵守させるなど届出事業者の責任制を要望する。

27 青少年が連れ込まれることを防止する観点から、周囲より死角とならない建物配置設計を要望する。前述同様であるが、周囲より死角となる場所が存在する場合は、防犯カメラなどの設置による警備体制の強化を要望する。

28 ちはら台地域は道路整備が進んでいることから、深夜時間帯に「暴走族」の騒音被害を受けております。早朝・深夜営業店舗の進出によるこれら「暴走族」のたまり場とならない対策を届出事業者はじめ所轄する警察にも考えを示すように要望する。今回提出の地域における意見、要望について、県として地域の声を届出事業者に示すことを要望する。

29 説明会資料中の4配慮事項(4)街並みづくり等への配慮について  
・建築物の外観・屋根及び工作物の色彩は、原則として原色を避け周辺環境と調和した落ち着いた色調又は明るい色調とします。  
・敷地内には多めに植栽を実施し、街並みの形成に貢献できる施設といたします。以下略

と実態の乖離の問題について本説明会では、外観の色彩に関して特に説明が無く又質問もなかった。担当者はスーパービバホームの店舗は習志野店を見ればわかる、京葉線からもチャリと見えると云うような発言があった。しかし、もしこれら店舗と同じ色彩が施されたらば、ちはら台(千葉街並み景観賞を受賞)及びおゆみ野地区のまちづくりの景観維持に一大汚点を残すことになる。

都市計画道路の関係図書の縦覧  
平成二十二年千葉県告示第六十一号に係る野田都市計画道路の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

公共測量の実施  
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 市川市
- 二 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間 平成二十二年二月二日から三月五日まで
- 四 作業地域 市川市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
- 二 作業種類 公共測量（デジタルマッピング）
- 三 作業期間 平成二十二年一月二十五日から三月二十五日まで
- 四 作業地域 野田市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 南房総市
- 二 作業種類 公共測量（座標変換測量）
- 三 作業期間 平成二十二年一月二十六日から二月二十二日まで
- 四 作業地域 南房総市二部

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十二年一月二十五日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。  
 平成二十二年二月十六日

測量計画機関 千葉市  
 作業種類 公共測量（基準点測量）  
 作業期間 平成二十一年十二月二十一日から平成二十二年一月二十五日まで  
 作業地域 千葉市稲毛区宮野木町

千葉県知事 鈴木 栄治

公共測量の終了  
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十一年三月十九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 旭市
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業期間 平成二十年十一月二十一日から平成二十一年三月十九日まで
- 四 作業地域 旭市全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十二年一月二十九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 柏市
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業期間 平成二十一年十二月十六日から平成二十二年一月二十九日まで
- 四 作業地域 柏市全域

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、柏駅東口A街区第二地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。  
 平成二十二年二月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 理事長の氏名 伊藤恭一

<p>一 競争入札の申込</p> <p>〒575-1014 大阪府三好市</p>	
特 定 調 達 公 告	
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>平成22年2月16日</p>	<p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。</p>
<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 千葉県がんセンターで使用する電力 予定電力量 6,810,000キロワット時</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉市中央区に戸名町666番地2 千葉県がんセンター</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>なお、各社において設定する契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を併せて記載すること（小数点以下を含むことができる。）。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p>	<p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒260-8717 千葉市中央区に戸名町666番地2 千葉県がんセンター事務局管理課 電話043(264)5431 内線2130</p> <p>(2) 電子入札システムのURL 千葉県電子入札システム <a href="https://www.epr.pref.chiba.lg.jp/portal/index.php">https://www.epr.pref.chiba.lg.jp/portal/index.php</a></p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 平成22年2月16日から3月11日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の受領期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成22年3月30日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成22年3月30日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成22年3月31日午後1時30分 千葉県がんセンター東1階会議室</p>
<p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県がんセンター長から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認等</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p>
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>平成22年2月16日</p>	



<p>(ア) 提出期限 平成 22 年 3 月 12 日午後 5 時まで</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県がんセンターが判断した入札者であって、千葉県病院局財務規程 (平成 16 年千葉県病院局管理規程第 22 号) 第 140 条第 1 項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約の確定 この公告に係る契約は、平成 22 年度歳入歳出予算が平成 22 年 3 月 31 日までに千葉県議会で可決された場合において、平成 22 年 4 月 1 日に確定させる。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity to use in Chiba Prefectural Cancer Center Supply of electric power 6,810,000kWh/year</p> <p>(2) Time limit of tender: 5:00 P.M., 30 March, 2010</p> <p>(3) Contact Point for the notice: Secretariat, Chiba Prefectural Cancer Center, 666-2 Nitona-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8717 Japan TEL 043-264-5431 EXT. 2130</p>	
--	--

購読料  
月決め  
一部  
一箇月一、九〇〇円  
(送料を含む。)

本号

一部

四〇円

発行・発行者  
千葉市中央区市場町一番一  
号

定期購読申し込み先

一部売り申し込み先

千 葉 県

〇四三(二二三)二一五二

〇四三(二二三)二六五八